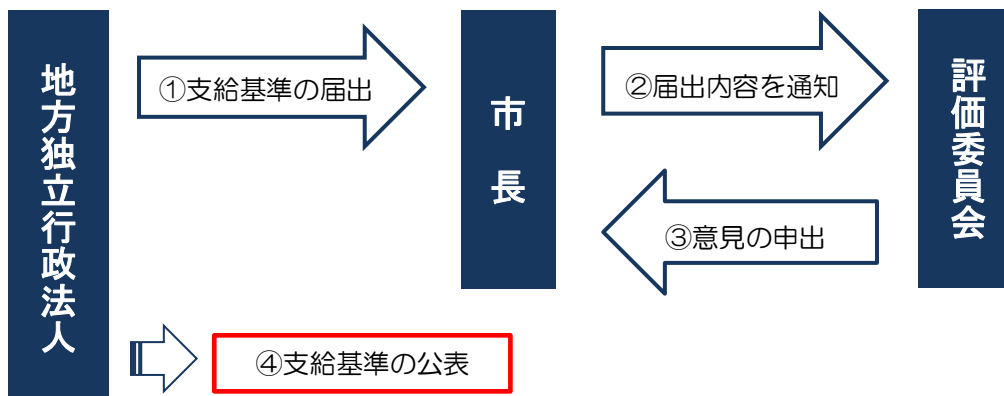


地方独立行政法人の役員報酬等について

1 地方独立行政法人法に定める手続き



- ① 地方独立行政法人は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、市長に届け出る。
- ② 市長は、届出のあった報酬等の支給の基準を評価委員会に通知する。
- ③ 評価委員会は、報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、市長に意見を申し出ることができる。
- ④ 地方独立行政法人は、報酬等の支給の基準を公表する。

2 考慮すべき事項

(1) 地方独立行政法人が考慮すべき事項

- ア 役員の業績
- イ 国及び地方公共団体の職員の給与
- ウ 他の地方独立行政法人の役員の報酬
- エ 他の民間事業の役員の報酬等
- オ 地方独立行政法人の業務実績

(2) 評価委員会が（意見の具申にあたって）考慮すべき事項

社会一般の情勢への適合

【参考】地方独立行政法人法（抜粋）

（役員の報酬）

- 第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3項の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

- 第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

- 第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。